

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市議会 自由民主さくら

予算申請に係る申し入れ書

西田市政における第5次佐倉市総合計画が策定されたことを受け、前期基本計画に基づき、会派自由民主さくらで以下の点を申し入れますのでご査収よろしくお願ひ申し上げます。

第1章 ともに支え合い誰もがいきいきと暮らせるまち

(地域福祉)

①地域福祉活動やまちづくり活動に取り組む各種団体等の主体的な活動の活性化のために、積極的に地域の課題解決に取り組めるよう、人的支援の強化を図り世代を超えた地域福祉活動の担い手を確保すること。

(子育て支援)

①児童虐待防止のため、妊婦面談だけでなく、妊娠中期にパートナーと一緒に子育てする家族と一緒に両親面談を行い、母親だけでなく父親の状況も把握し、担当保健師の情報を家族で共有することでハイリスクを回避する。また誕生月から1才の誕生日まで毎月おむつの宅配を行い、子育ての悩みを聞いたり子育て支援の情報を届けたり、子育ての不安が大きいこの期間のポピュレーションアプローチを徹底すること。

②公設の小規模保育を増やし、Asmamaとの連携協定により急な預かりにも対応するなど、徹底的に預かりの不安を解消すること。

③公立保育園の役割を明確に。民間保育園のモデルとなるように障害児・医療的ケア児の受入れ体制を整える。佐倉市保育園協議会など横連携の構築。保育の質を高めるために公開保育などを行う。

④子どもの意見、市民意見を十分に取り入れた子どもの権利条例の制定。

(高齢者福祉)

①高齢者が増加傾向にある中で認知症の増加が予想される。高齢者の生活支援体制の充実・医療と介護の連携体制強化・家族の負担軽減と在宅生活継続への支援を行い、認知症サポーターの活用推進を図ること。

(障害者福祉)

①庁内の優先調達を増やすこと。

②パラリンピックのレガシーとして、障害者スポーツや障害理解のためのイベントなどで助成ができるようなユニバーサル基金の創設することで、障害者と健常者の交流の場を継続していく。

(健康づくり)

①医療費の増加が大きな問題の中、検診の重要性を幅広く市民へ啓発していくことが大切。さらに、医師会や市内医療機関と連携し、医療体制の強化と情報交換を積極的に行うこと。

第2章 人と自然が調和した安心して暮らせるまち

(都市計画・公共交通)

①勝田台から霊園道路を通り、西志津を經由して東邦病院まで行けるようなバスルートを事業者へ要望し、市民の利便性を向上すること。

(住宅・住環境)

①住宅関連の補助事業が効果をあげていることから予算措置は十分に行い、今後とも民間事業者と連携し、公共交通機関でのPRなど多様な住宅の流通を促進すること。

②人口減少及び高齢化社会に伴い空き家がさらに増えることが予想される。空き家を活用する取り組み「社会貢献型空き家バンク事業」を取り入れ、ワンストップの窓口を設置することで、各地域で福祉拠点が生まれる価値の維持する住宅の整備に着手を求める。

(道路環境)

①市民からの声で要望が多い分野の一つであることは明らかなので、財源確保と予算計上をしっかりと行い、早い改善に努めること。街路樹の在り方についても佐倉市幹線道路整備方針にて考え方を見直す時期であり、固定概念に捉われず道路整備事業を行うこと。

②寺崎北地区ケーヨーD2跡地に複合商業施設が計画されていることから、ベイシア周辺から寺崎陸橋にかけての渋滞の悪化が予想される。周辺住民への渋滞へのストレス緩和のため六崎JA千葉みらい脇の踏切の再開を渋滞緩和の一案として検討されたい。

(公園・緑地整備)

①クラウドファンディングで財源を作り、車いすや医ケアのバギーでも、みんなで一緒に遊べる公園の遊具を設置することで、子どもの時から共生社会の土台作りを行う。

②新しい生活様式のなかでは、公園の活用が再認識される状況なので、遊具等の修繕はもちろんのこと、新しい遊具の設置、例えばバスケットゴールやスケボーコース等、より魅力的な公園整備で街の価値を向上させること。

③市内公園のごみ箱の設置、なければ捨てないではなく、きちんと決まった場所にごみを捨てることは子ども達への教育にも大変大事なことから、要所要所のごみ箱の設置を要望する。

(消防・防災)

①災害に対する市民の備え、防災意識の向上のため、防災備蓄推進条例や在宅避難生活訓練など、災害発生前の対策にも力も入れること。

②災害における男女共同参画の意識が徹底されるようにマニュアルを作成し、市民の啓発に努めること。

第3章 地域の資源を活かした活力とにぎわいのあるまち

(商工業振興)

①コラボサクラで、障害者の法定雇用率 2.2%を達成できていない企業向けにテレワークによる障害者雇用を増やしていく。

②空き店舗や空き家の課題に対し、都市部、産業振興、子育てなどの横連携でシェアオフィス、シェアキッチン、コワーキングと子育て広場、小規模保育など、多様な活用を検討していくこと。

(農業振興)

①農業経営改善支援を行い、将来を担う農業者の長期的な支援をする。また、農業の生産性を高めるため、農地の集約やスマート農業の導入を進める。

(観光振興)

①『北総四都市江戸紀行～江戸を感じる北総の街並み～』に認定された四都市と連携した更なるPR、また佐倉市独自のPRをして四都市の中でも佐倉市の認知度を向上させること。

(文化・芸術振興)

①佐倉市民音楽ホールは文化ホールとは異なり、演劇公演の事業は脆弱であるため、その点を補う市民主催の舞台公演事業などは音楽があるないに関わらず半額共催とする。

第4章 豊かな心を育み笑顔あふれるまち

(学校教育)

①1人1台タブレットを最大限有効活用し、オンライン相互の学習もできるような教育環境を整えること。不登校児童生徒への活用も検討していくことで学びの保障の選択肢を増やす。

②校内型の適応指導教室にも、通常の適応指導教室と同様に担任を配置する。退職された教員や校長先生等を再任用として活用する。

(教育環境)

①小・中学校情報機器整備が進み、翌年から開始される新しい教育については、十分すぎる準備が必要で、教員一人ひとりに行き届いたICT活用支援を行うこと。また、ネット環境もしっかりと準備し、円滑な情報機器の運用ができる準備を行うこと。

(青少年育成)

①青少年に活躍の場を。成人式はせっかく実行委員会を中心に一年間準備しているのだから、当日の手伝いボランティアを市内の高校生をもっと積極的に運営側に参加させ、青少年に達成感を感じてもらえる工夫をすること。

(スポーツ振興)

①西志津多目的広場の駐車場の整備

②プロや資格者・高校生・大学生等からのスポーツ教育等を小・中学校の教育単位に入れ込み、スポーツの楽しさを体験させ、運動やスポーツをすることが好きな子どもの割合のボトムアップに努めること。

第5章 市民とともに創る多様性のある持続可能なまち

(コミュニティ)

①市民公益活動やまちづくり活動に取り組みやすい環境づくりは補助金や助成金だけではなく、人的支援を行い、地域に任せっきりにならないように努めること。

(情報発信・共有、広聴)

①高校生や大学生、20代の若者にターゲットを絞った市民意識調査、同様に子育て世代にターゲットを絞った市民意識調査など、流出削減、転入増加施策のため当事者世代の声を反映すること。

②観光に関するシティプロモーションは一定の効果があつたものの、今後は定住人口増加のためマーケティング課を設置し、シティプロモーションに対して的確に効果を出していくこと。

(行財政運営)

①行政改革を確実に実施し、持続可能な財政運営を行うこと。事業精査においては統一の事業評価をもとに経過年数、一般財源比率、すでに補助金が廃止されているなどの基準をもとに見直しに値する事業をリスト化し、他の事業での補填の可能性、現状必要とされている新たな事業との対比等検討し、スクラップ&ビルドにより市民に必要な施策が展開できるようにすること。

(資産管理)

①公共施設の削減においては基金の活用を検討すると共に、限定的な目的や利用者層に特化せず、幅広く利用できるような機能の共有化、施設の多機能化を図ること。また公民連携も積極的に進めていくこと。

今求められる「子どもの権利条例」とは？

子育て世代に「佐倉で子どもを育てたい」と思ってもらうために。

ブランドメッセージ【佐倉で才能が開花する】を子どもの権利条例とともに実現していく。

佐倉市子育て支援ガイドブック 4つの権利

・生きる権利 → 安心して生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと。病気やけがをしたら治療を受けられること。

あらゆる種類の虐待や搾取から守られること。障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られること。

・育つ権利 → 自分らしく生きる権利

人種、性別、宗教、障がい、貧富の差、考え方などによって差別されないこと

心や体に障がいがあっても、社会に参加し、十分な生活を送れること。

・豊かに育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。

考えや信じることの自由が守られ、ありのままの自分が認められながら育つことができる事。

・意見を表明する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできること。

条例を作ることが目的ではなく、条例を策定することで子ども達の置かれている課題や困難を解決する。

大人や社会の都合ではなく「子どもの目線」で政策に反映する。

まずは市内の小中高校生に意見を求めることが「参加する権利」のスタートである。

子どもの権利条例策定にあたって

・条例づくりにおける子ども参加、条例づくりにおける市民参加（子ども関係団体やPTAなどの保護者）、条例づくりにおける庁内体制、子ども条例における責務規定、評価・検証、子ども条例の実施と市民協働が必要となる。

・庁内でのプロジェクトチーム発足

(健康こども部・教育委員会・企画政策・自治人権推進課+アドバイザー)

・小中学校の家庭教育学級などを活用し、児童生徒と大人が共に「子どもの権利」についての学習の機会を設ける。→参加者にアンケート。これを行うことによって大人と子どもの認識の違いが明確になり、施策に反映すべき点が見えてきます。個人的に岐阜県多治見市が参考になると思います。親子で参加できる市民向けの講演会も実施し、同じようにアンケートを行う。

・子ども会議の発足（小学生～高校生）

・子どもの権利や子ども参画を保障する部局がないと子どもの権利条例を具現化するのは難しいため、プロジェクトチームから子ども参画班、子どもの権利推進班へと移行していく。

・アドバイザーとして

半田勝久（日本体育大学准教授、西志津在住）

安部芳絵（工学院大学准教授）

田代光恵（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン）